

要 望 事 項

1. 工事発注量の維持継続について

建設業の持続的・安定的な成長及び雇用機会の確保の観点からも、公共工事（施設・インフラ整備等）につきましては、継続的な発注量の確保をお願いいたします。

2. 入札契約制度について

1) 分離発注方式の維持継続

東京都発注の設備工事については、「分離発注方式」を原則として実施していただいております、感謝申し上げます。

建築物の総合的な品質は 設備工事の品質によっても大きく左右され、設備専門の技術を有する企業が、発注者のニーズを直接把握し、責任をもって施工する「分離発注方式」こそ、高品質の確保に最適であり「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）の趣旨に適うものと考えております。

つきましては、今後も引き続き「分離発注方式」の維持・継続を強くお願いいたします。

また、都内自治体に対し、技術者不足等を理由に安易に一括発注が行われることがないよう、東京都による技術支援または積極的な助言を引続き行っていただきますようお願いいたします。

2) 混合入札方式の総合評価方式増大

中小企業育成の観点から、より多くの中小企業が J V への参加機会を増大することが必要であると考えています。

しかし、混合入札での受注状況を見ると、単体での受注件数割合が設備業種では約 80% の高い割合となっており、J V 結成での入札参加を促すことから、J V 結成に対し加点措置がある総合評価入札案件の増大をお願いいたします。

3) 主任技術者及び監理技術者の専任要件緩和

主任技術者及び監理技術者の専任要件については、令和5年1月より、請負金額を3,500万円から4,000万円以上へ上げる法改正が行われましたが、公共工事における新築工事の減少や、退職等による有資格技術者の減少等で、技術者の不足が一層顕著になってきており、専任配置に困難をきたしております。

そのため主任技術者及び監理技術者の専任要件を、請負金額4,000万円以上から、建築一式工事と同様の8,000万円以上に引上げを国土交通省へ要望しております。東京都からもご支援をお願いいたします。

4) 入札参加資格要件の緩和

民間工事においては、ゼネコン一括による発注の割合が非常に高く、設備工事は下請での受注となりますが、工事を受注してから完成・引き渡しまでの過程においては、元請か下請かの形態に関わらず、発注者及び建築・電気等の他職種関係者と現場全体の工程と自工程を考慮しながら協議・調整を行っており、その業務内容について受注形態による違いはありません。

以上のことから入札参加資格要件の施工実績につきましては、下請での施工実績も認めていただきますようお願いいたします。

3. 「働き方改革」の推進について

担い手の確保・育成並びに労働環境改善等の「働き方改革」の着実な推進については、企業・業界団体・関係機関等との連携が必要です。

なかでも、発注者の理解と協力が必要不可欠であり、以下の4点について要望いたします。

1) 長時間労働の是正、週休二日制への対応

東京都におきましては、令和6年度より原則全ての発注工事で週休二日を実施とのことですが、現在まで導入している発注者指定型および受注者希望型週休二日制モデル工事の検証結果や改善点等の公表をお願いいたします。

特に改修工事につきましては、施工が休日や夜間等の制約がある等のことから週休二日の確保が困難な場合が多いため、発注時に作業時間等の施工条件を、設計図書への明示をお願いいたします。

また建築工事は、設備工事を含め、民間発注の占める割合が非常に高く、「週休二日制」が定着するためには、民間発注者の理解と

協力が必要です。民間発注者への啓蒙・指導も、併せてお願いいたします。

2) 適正な工期の設定

設備工事の工程は、建築工事の後工程となり、そのため建築工事の遅れ等の影響を大きく受け、そのしわ寄せにより工期が逼迫するなど長時間労働の要因や、また施工体制の再構築によるコスト増等を招き、現場従事者の負担が増大します。

適正な工期の設定と各工種の工程管理に更なる関与、指導をお願いいたします。

3) 適正な予定価格の算定

現下の経済社会情勢の変化や工期の適正化等を踏まえ、建設業における担い手が中長期的に確保・育成ができる労務単価を反映した予定価格を算定していただきますようお願いいたします。

また改修工事においては、施工条件や工事内容によって予算との乖離が大きくなることもあり、不調・不落案件が増大する事が懸念されますので、より一層適正な予定価格を算定していただくように併せてお願いいたします。

4) 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）

発注・竣工時期の分散・平準化により、人手不足が深刻な技術者をより計画的に配置することが可能となり、入札への参加機会が促進されます。

平準化の取組みを、一層推進していただきますようお願いいたします。

4. 生産性向上について

生産性向上は、「働き方改革」を推進するための重要な要素であり、会員企業は、ICTの活用やDXの推進に努めていますが、以下の3点について要望をいたします。

1) 設計図書の精度向上

現場施工に先立ち、施工図を作成するにあたり、設計図書において、関連工事との整合性が取れていない内容がいまだに多く見受けられ、設計意図の確認作業や、設計レベルから再検討しなければならない事例が多く、受注者は多大な労力とコストを強いられています。

す。他業種との整合性が十分に取れた設計図書の作成をお願いいたします。

特に改修工事では、設計図書と現場の状況に大きな相違がある場合があります。事前に現地調査を十分に行い、その状況が反映された設計図書の作成をお願いいたします。

2) 設計変更対応の迅速化

設計変更等の協議につきましては、引続き迅速な対応（ワンデーレスポンス等）をしていただきますようお願いいたします。

3) 現場従事者の負担軽減

受発注者間での情報共有システムの活用や工事関係書類の削減・簡素化を実施していただいておりますが、更なる削減・簡素化を進めていただきますようお願いいたします。

また、現場における検査（中間検査）回数が多く、検査書類の作成を含め多大な時間と労力を要しているため、検査回数や確認箇所の削減等の負担軽減をお願いいたします。

5. スライド条項の適用について

資機材の価格高騰が続いており、まだまだ先の見通しがつかない状況が続いています。急激な価格高騰に対するスライド条項の適用につきまして、以下の要望をいたします。

1) スライド条項の適用

スライド条項適用申請手続きの更なる簡素化、及び実態に即した対応を推進していただきますようお願いいたします。

また、スライド条項の受注者負担額につきましては、残工事に対して掛かることとなり、請求金額への影響が大きいため、撤廃の検討をお願いいたします。

さらに、スライド条項の適用対象に、数量総括表で一式明示された内容は除外されることがある様に見受けられます。機械設備工事では、自動制御設備、都市ガス、特殊消火設備、医療ガス等が該当します。これらの工事にも、労務単価、材料単価等の要因がありますので、スライド額の算出対象に加えていただきますようお願いいたします。

以 上